

北九州市介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の47の2の規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の35第3項の調査(以下、「調査」という。)の実施に関する指針を次のとおり定める。

1 調査の対象となる介護サービス事業者

調査を希望する介護サービス事業者

2 手数料の徴収

調査を実施するに当たっては、北九州市介護保険条例に基づき、手数料を徴収するものとする。

3 調査の項目

調査の項目は、介護保険法施行規則別表第1及び別表第2に掲げる項目のうち、市が必要と認める事項とする。

4 調査の実施

調査を希望した介護サービス事業者に対し、当該希望のあった年度に訪問して、調査を行うものとする。

5 その他

調査を申し出る方法等、その他調査を行うに当たって必要な事項は、別に定める。

附則

この指針は、平成30年 7月30日から施行する。

この指針は、令和 7年 7月11日から施行する。